

2023年3月吉日

お取引先各位

株式会社トミナガ
経理部

適格請求書発行事業者登録番号のご通知について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入れ税額控除の要件となります。

そこで、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご通知申し上げます。

敬具

記

弊社 適格請求書発行事業者登録番号

T6-1300-0102-1836

氏名又は名称 株式会社トミナガ

登録年月日 令和5年10月1日

本店又は主たる事務所の所在地 京都府久世郡久御山町田井東荒見 27-1

以上